

神奈川県立近代美術館新館（仮称）等特定事業 V E 提案要領

1 総 則

本要領は、「神奈川県立近代美術館新館（仮称）等特定事業入札説明書」4.(2)12)で規定する入札参加者の権利(以下、「V E 提案」という。)を入札参加者が行使するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 スケジュール

年 月	全体事業	V E 提案
1 1 月中旬 1 1 月下旬	入札公告（入札説明書等の公表）：11 月 14 日（火） 神奈川県立近代美術館新館（仮称）等特定事業入札説明会： 11 月 21 日（火）	
1 2 月中旬	入札公告に対する質問回答 質問 11 月 24 日（金）～ 27 日（月） 回答 12 月 15 日（金） 入札参加資格確認申請書の受付 12 月 19 日（火）～ 20 日（水） 入札参加資格審査	V E 提案要領に対する質問回答 質問 11 月 24 日（金）～ 27 日（月） 回答 12 月 15 日（金） V E 提案書の受付 12 月 19 日（火）～ 20 日（水） V E 提案に対するヒアリング （必要に応じ） V E 提案審査
1 2 月中～ 1 月中旬		
1 月中旬 2 月上旬	入札参加資格確認書及び V E 提案審査結果の通知：1 月 19 日（金） 入札提案書の受付：2 月 2 日（金） 提案に対するヒアリング（必要に応じ）	
3 月中旬	提案審査	
3 月下旬	優秀提案の選定、落札者の決定、基本協定書の合意	
5 月中旬	事業者との仮契約、P F I 法に基づく公表	
7 月下旬	事業者との本契約	

3 V E 提案の範囲

V E 提案の範囲は施工方法及び工事材料等設計図書に記載のあるものすべてを対象とする。

ただし、次の各項目に該当する提案は原則として除くが、ライフサイクルコストを縮減し、建築物及び工作物の価値を高め、提供するサービス水準の向上を図るためにより大きな効果が得られると認められるものについては、該当していても V E 提案の対象とする。

- (1) 機能、性能、品質が著しく落ちるもの
- (2) 工期の延長を伴うもの
- (3) 周辺地域に対して工事中の騒音、振動等が増加するもの
- (4) 構造耐力上主要な部分に大きな変更を伴うもの（「構造耐力上主要な部分」の定義は、建築基準法施行令第 1 条第 3 号による）
- (5) デザイン（外壁の材料、形状）の基調を変更するもの
- (6) 展示室の採光方法（トップライト、西側開口部）及びその効果を大きく変更するもの

もの

- (7) 平面・立面計画に大きな変更を伴うもの
- (8) 設備計画に大きな変更を伴うもの
- (9) 環境負荷が増大するもの及びリサイクル率が低下するもの

4 質問回答

本 V E 提案要領について、質問のある場合はそれぞれ次により、質問書を提出すること。なお、V E 提案範囲についての質問に関しては、入札参加者のノウハウ及び技術力と密接に関連する部分が多いことから、これを保護するために、質問者に対してのみ回答し、非公開とする。

入札公告後の V E 提案要領に関する質問 (入札説明書附属資料)

受付期間 平成 12 年 11 月 24 日 (金) ~ 11 月 27 日 (月)

回答日 平成 12 年 12 月 15 日 (金)

入札公告後の V E 提案範囲に関する質問 (入札説明書附属資料)

受付日 に同じ

回答日 に同じ

提出方法 指定様式により持参、郵送(ともにフロッピー及び印刷物提出)もしくは E-mail のいずれかとする。ソフトは Word 又は一太郎(Windows 版)とする。

提出場所 〒 231-8509 横浜市中区日本大通り 33 (郵送の場合は住所不要)

神奈川県教育庁教育部生涯学習文化財課近代美術館新館建設担当 (神奈川県住宅供給公社ビル 6 階)

E-mail kinbi-hayama@planet.pref.kanagawa.jp

受付期間 上記期間の午前 9 時 ~ 午前 12 時、午後 1 時 ~ 午後 5 時 (最終日必着のこと)
ただし、E-mail は除く。

回答方法 回答日に個別に郵送する。また、一般的事項については、回答日以降平成 13 年 2 月 1 日 (木) までの午前 9 時から午後 5 時まで (月曜日、祝日及び平成 12 年 12 月 29 日 (金) ~ 平成 13 年 1 月 3 日 (水) を除く) に下記の場所にて閲覧に供する。

神奈川県生涯学習情報センター

横浜市神奈川区鶴屋町 2 - 24 - 2 かながわ県民センター 5 F

電話番号 045 - 312 - 1121 (代)

なお、一般的事項については、近代美術館新館建設担当ホームページでも公開する。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syogaigakusyuu/kinbi-hayama.htm>

質問及び回答について、電話及び口頭による対応は一切行なわない。

5 V E 提案書の提出

応募者は V E 提案を行う場合は、次の事項を記載した書面 (様式 3 - 1 ~ 4) に県として判断ができる資料、図面その他を添付して県に提出すること。なお、選定事業者以外の者から提出された V E 提案書 (添付資料含む) は事業者選定後返却する。

- ・ V E 提案の目的
- ・ 設計図書に定める内容と V E 提案との対比 (変更方法)
- ・ V E 提案の効果
- ・ V E 提案実施に際しての懸案事項及びその対策

提出方法 指定様式により持参、郵送(ともにフロッピー提出)。ソフトは Word 又は一太郎 (Windows 版) とする。

提出場所 4 に同じ

提出期間 平成 12 年 12 月 19 日 (火)、12 月 20 日 (水)

6 審査

入札参加者から提出された V E 提案は神奈川県 P F I 事業者選定審査会において、内容の採否について審査を行う。

なお、審査会に先立って、必要に応じ提案内容のヒアリングを行うことがあり得る。その際には、追加資料の請求を行う場合がある。

また、提案内容を保護するため、V E 提案に係る審査会の経緯及び議事録等は非公開とする。

7 審査結果の通知

V E 提案の採否については、V E 提案に係る審査会開催後、入札参加資格確認通知と併せて、書面 (様式 4) により、その理由を付して通知する。提案可とされた V E 提案についてのみ、これを反映した事業提案を行うことができるものとする。

なお、V E 提案審査結果に対する不服申し立ては受け付けない。

8 提案内容の保護

V E 提案の内容については、応募者の技術力や創意工夫を保護するため、審査の採否にかかわらず、その部分が一般的に使用されている状態と、県が文書その他のもので合理的に判断した場合には、県は無償で使用できるものとする。それ以外については応募者の承諾を得た場合に限り、県はこれを使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

なお、採用された V E 提案は、近代美術館葉山新館の運営に関し、県は無償で使用できるものとする。また、採用されなかった V E 提案については、本事業には使用しない。

9 費用負担

V E 提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。また、V E 提案を実施するに際して、建築基準法その他の手続きが必要なものについては、応募者の責任と費用負担により行うものとする。

10 品質保証 (責任の所在)

原設計図書に関する品質は県が保証する。ただし、V E 提案によって変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分について、品質保証及び発生する費用負担など一切の責任は入札参加者 (提案者) が負うものとする。また、県が V E 提案を適正と認めることにより、入札参加者 (提案者) の責任が軽減されるものではない。

11 担当設計事務所

事業者が V E 提案による設計図書の変更を行おうとする場合は、本事業を担当する設計事務所 (以下、「設計事務所」という。) において設計図書の変更を行うこと。なお、そ

れに要する費用は、応募者の負担とする。その金額については、V E 提案審査結果通知書において県より指示する。

また、変更した設計図書は県により確認を行う。

なお、応募者が有する工業所有権等の排他的権利やその他の権利について、設計図書を変更するに際して必要な権限は、設計事務所に付与するものとする。

設計事務所 (株)佐藤総合計画

1 2 V E 提案が実施できない場合

採用されたV E 提案が、工事着工前又は工事中に実施不可能となった場合は、当該V E 提案に係る部分については原設計図書のとおり実施するものとする。その際には、事前に県に報告し、その確認を受けることとする。この場合、当該V E 提案を実施した場合の金額又は当該V E 提案を実施しなかった場合の金額のいずれか低廉な額を本件工事費等とする。また、建設工期の変更は行わない。

1 3 著作権

設計図書に関する著作権は、神奈川県設計業務委託契約約款第 6 条の規定に基づき、設計事務所又は神奈川県及び設計事務所に帰属するものとする。V E 提案に基づき、変更された設計図書の著作権も同様とする。

1 4 その他

(1) 建築基準法の特例許可の再取得

近代美術館新館については、平成 1 0 年 1 0 月に建築基準法第 4 8 条第 1 項ただし書の特例許可を取得しているが、その後の設計調整により、延べ面積等について変更がなされたため、特例許可の再取得は必要となる。

特例許可の再取得に当たっては、V E 提案により必要となった変更も併せて再取得をするものとする。

(2) 美術館の付帯施設としてのレストラン、ミュージアムショップについては、民間事業者にて全ての業務を委ねることから、施設内容及びこれらの施設へのアクセスについて、積極的な提案を求める。

(3) バスベイの上屋を変更する場合は、京浜急行電鉄(株)との調整(了解を得る)が別途必要となる。

1 5 本事業担当課

〒 231-8509 横浜市中区日本大通 3 3

神奈川県教育庁教育部生涯学習文化財課近代美術館新館建設担当

E-mail kinbi-hayama@planet.pref.kanagawa.jp

電 話 0 4 5 (2 1 0) 1 1 1 1 (代表)(内線 8 3 6 0 ・ 8 3 6 1)

0 4 5 (2 1 0) 8 3 6 0 (直通)

事業者の選定について
(VE 提案審査と事業提案審査の関係について)

